

# 人権リスクの管理:

日本版「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための ガイドライン」の 適用に関する 投資家向けガイド

# 一現代奴隷の観点から

2023年9月

## 目次

キーメッセージ	Ę
人権リスクの理解と管理	7
日本版	
「責任あるサプライチェーン等における	
人権尊重のためのガイドライン」とは?	10
現代奴隷リスクの管理	12
投資家の行動に対する実践的な提言:	
デューデリジェンス・ガイドラインに示された期待に沿って	
人権と現代奴隷リスクをいかに管理するか	18
付録 A: 投資先企業とのエンゲージメントに関する	
実践における推奨事項	25
付録 B:参考になる情報ソース	30

# 本研究所について

MUFGファースト・センティアサステナブル投資研究所(以下研究所)は、サステナブル投資を推進するテーマに焦点を当てたリサーチ情報の提供を目指している。研究所における調査は、三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下 MUFG)の連結子会社である三菱UFJ信託銀行と、資産運用会社ファースト・センティア・インベスターズ(以下 FSI)が協働で支援している。

MUFGとFSIは、投資家として共通の社会的責任の理念のもと、自らの意思決定が現在および将来のコミュニティに及ぼす影響を考慮して投資判断を行うことが重要だと考える。そうした考えから、研究所では環境、社会、ガバナンス(ESG)に関する調査を外部機関と協働し、特定のテーマをさまざまな視点から掘り下げて考察していく。今や、投資家はサステナビリティやサステナブル投資を巡る問題について、これまで

以上に掘り下げ、焦点 を絞って熟考するようになってきている。これらの問題は複雑で、原因を解明するには詳細な分析が必要となる。投資家として問題の原因をより深く理解できれば、数々の投資判断に対してより適切な意思決定を行い、環境と社会のためにポジティブな変化を促し、自らの影響力を活かすことができるであろう。

また、研究所では、サステナビリティおよびサステナブル投資に関連する研究について助言を行うアカデミック・アドバイザリー・ボードを設置している。アカデミック・アドバイザリー・ボードは、責任投資、気候

科学、ESGの分野で活躍する学術界、産業界、非政府組織の著名なリーダーで構成され、研究所のリサーチ結果が最高水準の学術レベルを満たすよう、独立した監督機能を果たしている。

#### 謝辞

当研究所は、本書の執筆者である Pillar Twoに感謝する。



#### ご連絡先

Institute@Firstsentier.com www.firstsentier-mufg-sustainablity.com www.mufg-firstsentier-sustainability.jp



#### Pillar Two について

Pillar Two は、ビジネスと人権の専門アドバイザリー会社であり、企業などの組織が人権リスクを特定、評価、効果的に対応するための世界的なサポート経験を豊富に有している。これには、企業が現代奴隷に巻き込まれることへの防止とその対処を含む人権アプローチ等に関して、影響を受ける関係者、市民社会団体、労働組合、政府機関、投資家、ビジネスパートナーなどのステークホルダーと、有意義にエンゲージする能力構築へのサポートが含まれる。同社は、国際的な枠組み、各国の法律や政策、発展するステークホルダーの期待、そして先進的な実践に基づき、原則的で統合的かつ実践的なアプローチをとっている。

#### ファースト・センティア・インベスターズについて

ファースト・センティア・インベスターズ(旧ブランド:ファーストステート・インベストメンツ)は、クオリティの高い長期的な運用 戦略をお客様に提供する、グローバルな資産運用グループである。当グループは独立したスペシャリスト運用チームを擁し、責任 投資とスチュワードシップの原則が経営全般および企業文化に不可欠だとの考えから、チーム全体でこれらの原則に対するコミットメントを共有している。また、インハウス運用チームまたはサブブランド運用チームの区別なく、全ての運用チームは投資の自 主性を確保し、各自の運用哲学を実践している。

https://www.firstsentierinvestors.com

#### MUFGについて

三菱UFJフィナンシャル・グループ (MUFG)は、世界有数の金融グループである。東京に本社を構えるMUFGは360年以上の歴史を誇り、世界50ヶ国以上、約2,100ヶ所のグローバルなネットワークを有する。従業員数は約18万人にのぼり、銀行、信託、証券、クレジットカード、コンシューマーファイナンス、資産運用、リースなどの金融サービスを提供している。MUFGは、傘下の事業会社間の密接な連携とお客さまのあらゆる金融ニーズへの柔軟な対応を通じて「世界で最も信頼される金融グループになる」ことを目標としており、社会に貢献するとともに、より良い世界に向けて共有可能かつ持続可能な成長を促進している。MUFGの株式は、東京、名古屋、およびニューヨークの各証券取引所で取引されている。

https://www.mufg.jp

#### 三菱UFJ信託銀行について

三菱UFJ信託銀行はMUFGの中核企業として、業界をリードする専門性の高い独自の機能を活かし、お客さまに幅広い総合的な金融ソリューションを提供している。金融ソリューションには、銀行業務に加えて、不動産、証券代行、資産運用・資産管理サービス、相続関連業務などが含まれる。当社は「Trust(信頼・信託)」を通じ、常にお客さまと社会の課題をサポートすることで「安心・豊かな社会」を創造できる信託銀行でありたい、という想いを込め、"Create a Better Tomorrow"をキーコンセプトとして掲げている。三菱UFJ信託銀行は、2019年8月にファースト・センティア・インベスターズを買収した。

https://www.tr.mufg.jp

# キーメッセージ

このガイダンスノートは、日本で事業を行う、あるいは日本に利害関係のある企業が、日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン(デューデリジェンス・ガイドライン)」を理解し、適用することへの支援を目的としている。特に投資家の役割に主な重点を置いているが、他の企業の方々にも是非ご活用頂きたい。

ガイダンスノートは、人権がビジネスに関係する背景をまず説明している。実践的で実行可能なものにするため、このデューデリジェンス・ガイドラインやより広範な国際基準で定められた期待値に沿って、投資家やその他の企業が取り組むことができる人権問題の代表例としてまずは現代奴隷に焦点を当てている。

このガイダンスノートの情報は、日本以外の投資家やその他の企業の方々にとっても、現代奴隷や、より広範な人権のリスクマネジメントに活用することができる。

このガイダンスノートの主なポイントは以下の通り。

- 人権とは、すべての人間が差別される ことなく享受できる基本的な権利と自 由を指す。すべての人が平等、尊厳、 尊敬をもって扱われることを目的とし ている。
- 投資家を含むすべての企業は、人権 を尊重する責任を負っている。つまり、 投資家等の企業は、人々の人権に害 を与えないように努め、万が一生じた 場合(例えば現代奴隷)には、国際基 準に沿って対処することが求められる。
- ・ 人権を尊重する企業の責任は、国連のビジネスと人権に関する指導原則 (UNGPs)で規定されている。この原則は、ビジネスが人権に与える悪影響を管理するための世界標準であり、

- 日本政府を含む世界中の政府によって支持されている。
- ・ UNGPsの下では、企業は、人権の尊重を公にコミットすること、人権を尊重していることを確認し示すのに役立つ人権デューデリジェンスを実施すること、また必要な場合には是正を可能にするプロセスを持つことが期待されている。
- ・ 2022年9月、日本政府はデューデリジェンス・ガイドラインを発表した。この自主的なガイドラインは、UNGPsに基づき、日本の企業(投資家を含む)が人権を尊重する責任を果たすことを支援することを目的としている。このデューデリジェンス・ガイドラインにおいて企業が行動を起こすことを期待されているのは、現代奴隷から自由であることに関する人権を含む、国際的に認められたすべての人権に対してである。
- ・ この日本のデューデリジェンス・ガイドラインには、法的拘束力がある訳ではない。しかし、日本政府は、人権尊重に取り組んでいることを示す企業に対して、公共調達の入札を通じて優遇措置を取る可能性を示している。
- 労働現場に関連する人権は労働権と呼ばれ、危険、不当、有害、または搾取的な労働条件から人々を保護することを目的としていることが多い。
- ・ 「現代奴隷」という用語は、隷属、強制 労働、債務拘束、人身売買、最も酷い 形態の児童労働など、労働現場で起こ りうる特に深刻な搾取的慣行を表す ために使用されている。これらの慣行 はすべて、強制や脅迫、欺瞞などを用 いて、搾取されるように人の自由を奪 うことを含んでいる。

・ 現代奴隷の蔓延は、この問題が投資家とその投資先企業を含む世界中の多くの企業の事業とバリューチェーンに影響を及ぼす可能性が高いことを意味する。こうした現代奴隷のリスクを管理するための行動をとることは、企業がUNGPsのもとで人権を尊重する責任を果たすための重要な要素である。またその他にも、法律、財務、風評、業務など、さまざまな面で行動を促す要因がある。



人権とは、すべての人間が 差別されることなく 享受できる基本的な権利と 自由を指す。 すべての人が平等、尊厳、 尊敬をもって扱われる ことを目的としている。



はじめに

人権とは、すべての人間が差別されることなく享受する資格を持つ基本的な権利と自由であり、すべての人が平等に、尊厳、尊敬をもって扱われることを目的としている。投資家を含むすべての企業は、国際的な基準や、最近では世界的な規制に従って、人権を保護する責任を負っている。投資家とその投資先企業が人権保護に失敗した場合、法的、風評的、財務的、そして経営的な影響を受ける可能性がある。これには、規制要件を満たさないことによる罰金や罰則の発生、風評被害が継続することに伴う収益や顧客の喪失、サプライチェーンの混乱、プロジェクトの遅延・中止などのリスクが含まれる。

SHIPPING

2022年9月、日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(デューデリジェンス・ガイドライン)を発表した。この自主的なガイドラインは、日本の企業(投資家を含む)が人権を尊重する責任を果たすことを支援することを目的としている。このデューデリジェンス・ガイドラインにおい

て企業が行動を起こすことを期待されているのは、現代奴隷から自由であることに関する人権を含む、国際的に認められたすべての人権に対してである。

SHIPPING

SHIPPING

このガイダンス・ノートは、現代奴隷を その具体例として、投資家やその他の企 業がデューデリジェンス・ガイドラインに 示された一般的な期待をどのように満た すかということについて、実践的な指針 を提供することを目的としている。現代 奴隷は、労働者の権利と呼ばれる労働現 場に関連する人権の一部である。この用 語は、隷属、強制労働、債務による拘束、 人身売買、最も酷い形態の児童労働など、 労働現場で起こりうる特に深刻な搾取的 慣行を表すために使用されている。現代 奴隷の蔓延は、この問題が投資家とその 投資先企業を含む世界中の多くの企業 の事業とバリューチェーンに影響を及ぼ す可能性が高いことを意味している。



# 人権リスクの理解と管理

# そもそも人権とは何か?

人権とは、すべての人間が差別されることなく享受する資格を持つ基本的な権利と自由のこと。人権は、すべての人が平等に、尊厳、尊敬をもって扱われることを目的としている。

人権は、生活のあらゆる分野に関連している。これには、文化を享受する権利、安全で公正な仕事を利用する権利、清潔で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利などが含まれる。

重要なことは、人権は普遍的なもので あり、あらゆる場所ですべての人に適用さ れるということだ。つまり、民族、性別、セクシュアリティ、年齢、住んでいる場所などの要素によって、人々の人権が制限されることはないのである。

国際社会では、主要な人権は既に特定され、合意されている。これらの人権は「国際的に認められた人権」と呼ばれ、国際文書や条約に規定されている。これには世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(ICESCR)などがある。これらの文書を合わせて「国

際人権章典」と呼ぶこともある。

すべての人の人権は等しく重要だが、一部のグループは人権への悪影響に対して特に脆弱であったり、その危険性があったりする場合がある。例えば、子ども、障害を持つ人々、先住民族、女性や少女たちなどである。これらのグループを保護するために、国際社会は、これらのグループが特定の人権を享受していることを認めている。例えば、子どもたちは、危険な仕事、健康や教育に害を及ぼす可能性のある仕事から保護される権利を有している。



## キーワード解説:

# 「人権への悪影響(adverse human rights impacts)」とは?

「人権への悪影響」という用語は、ある人の人権が害される状況を説明するために使われる。例えば、性別が理由で仕事に採用されなかった場合、差別からの解放という人権に悪影響が及ぶ可能性がある。人権へのビジネス影響を管理するための権威ある世界基準であるUNGPsで「人権への悪影響」という用語が使われており、日本のデューデリジェンス・ガイドラインでも「悪影響」という用語が使われている。

## なぜ人権が投資家等の企業に関係あるのか?

政府は、自国の人々を人権への悪影響から保護する責任を負っている。多くの政府(日本政府を含む)は、ICCPRやICESCRなどの国際人権条約を遵守することに合意している。

政府は人権を保護する責任があるが、 企業(投資家を含む)にも依然として重要 な役割がある。企業は、その活動や取引 関係を通じて、多くの人権にポジティブ な影響もネガティブな影響も与えること ができるためだ。

例えば、製薬会社は、病気の新しい治療法を開発することによって、人々の健康に対する権利にプラスの影響を与えることができる。逆に、製薬会社が工場を経営し、地域コミュニティが利用する川を汚染すれば、人々の水と衛生に対する人権にマイナスの影響を与える可能性もある。

投資家を含むすべての企業は、国際的

に認められたすべての人権を尊重する責任を負っている。つまり、投資家やその他の企業は、人々の人権に悪影響を与えないよう努める必要がある。また、現代奴隷のような被害が発生した場合にも、国際基準に沿って対処する必要があることを意味する。重要なことは、人権を尊重する責任は、企業の事業だけでなく、投資を含む上流と下流のバリューチェーンにも適用されるということだ。



# キーワード解説:「バリューチェーン」とは?

「バリューチェーン」とは、企業の上流(商品やサービスを調達するサプライヤー)から下流の顧客及びエンドユーザー(製品やサービスを購入・利用する組織や人)に至るまでの価値の連鎖を表す言葉。

例えば、繊維会社の上流には、衣料品の原料となる綿花の収穫、衣料品を製造する下請け工場、自社の店舗に衣料品を配送するための輸送サービスなどが含まれる。また、ファッション企業の下流には、顧客や、顧客が廃棄した古着のリサイクルや埋め立てに関わる組織などが含まれる。

この人権を尊重する責任は、「ビジネスと人権に関する国連指導原則(UNGPs)」と呼ばれる文書で定められている。2011年に作成されたUNGPsは、ビジネスが人権に与える影響を管理するための権威ある世界基準である。UNGPsには法的拘束力はないが、日本政府を含む世界各

国の政府によって支持されている。これらの政府だけでなく、顧客、市民社会、投資家など、他のステークホルダーやビジネスパートナーも、企業がUNGPsの期待に応えることをますます期待している。また、UNGPsの期待は、法律上の義務にも置き換えられつつある。

UNGPsは、現代奴隷からの解放を含む人権尊重の責任を果たすために、企業(投資家を含む)が取るべき3つの主要なステップを特定しており、この3つのステップは、日本のデューデリジェンス・ガイドラインの基礎にもなっている。詳細については、本ガイダンス・ノートで後述する。

人権尊重を公的かつ 政策的にコミット 人権
デューデリジェンスを
実施し、
人権への影響を
特定、緩和、説明

治癒を 可能にするための プロセス



すべての投資家や企業は、事業やバリューチェーンを通じて、潜在的な人権リスクにさらされている。これらのリスクを管理するために行動を起こすことは、UNGPsや日本のデューデリジェンス・ガイドラインに示された期待に沿って、企業が人権を尊重する責任を果たすための重要な要素と言える。

また、投資家やその他の企業が、人権リスクを管理するために意味のある行動をとるために重要な要因は、他にも様々ある。

#### 法的な行動促進要因

世界各国の政府は、UNGPsに示された期待に沿って、企業(投資家を含む)が人権を尊重する責任を果たすことを保証するための法律を策定する動きが活発化している。これらの法律を遵守しない企業は、金銭的な罰則や風評被害にさらされる可能性がある。

#### 風評被害を避けるための行動促進

以下に説明する財務リスクや事業リスクに加え、人権リスクへの対応を怠ると、投資家や他の企業に対して短期または長期の風評被害を与える可能性があります。逆に、リスクを管理するために意味のある行動をとることで、企業の評判を高め、ビジネスチャンスへのアクセスを強化することができる。例えば、オーストラリアやイギリスの現代奴隷法のような法律に基づく報告の質に基づいて、客観的な基準により企業を評価し、公的にランク付けすることができる。

#### 財務的要因からの行動促進

強力な人権リスク管理アプローチを実施する企業は、事業やバリューチェーンを通じて人権への影響に関与していることが判明した場合、収益や顧客の潜在的損失、価値や財務指標の低下、その他の制裁を回避することができる可能性がある。また、投資家にとっては、投資先に関連する人権リスクに対処するための行動をとることで、投資先企業の持続可能性と長期的な財務リターンを守ることができるかもしれない。

#### 事例紹介: 財務リスク

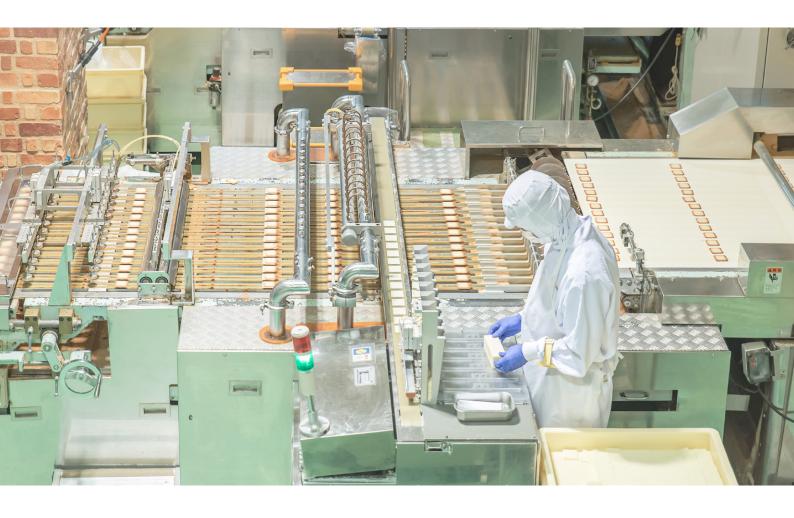
2021年、国際的な手袋メーカーの株価が、強制労働の疑惑により米国市場への出荷が禁止され、35%以上下落したと報道された。また、メディアは次の四半期に収益が25%以上減少したと報告している。この輸入禁止措置は、同社が計画していた第三国での二重上場に影響を与えたと報告されている。その後、米国政府は、同社が強制労働の問題に対処したと判断し、輸入禁止措置を解除した。

### オペレーション面からの行動促進

人権リスクに対処することは、プロジェクトの遅延やキャンセルなどのオペレーショナルリスクを防ぎ、より安定した事業環境に貢献することができる。重要なことは、これらのリスクを管理するために有意義な行動をとらない企業は、第三者から訴訟を起こされるリスクもあることだ。このような訴訟手続きは、費用がかかり、混乱を招き、解決までに何年もかかることがある(たとえ訴訟を起こした当事者が最終的に不首尾に終わったとしても)。

#### 事例紹介:訴訟リスク

2019年、あるNGOが、グローバルなサプライチェーンにおける搾取の疑いに関連して、多数のグローバルなテクノロジー企業に対して集団訴訟を起こした。この訴訟は米国で提起され、西アフリカでのコバルトのサプライチェーンにおける児童労働の使用疑惑に関連するものであった。重要なのは、この訴訟が本質的に、テクノロジー企業が原材料のサプライヤーに対して十分なデューデリジェンスを行わなかったと主張していることだ。この訴訟は2021年に棄却され、その後、2022年に控訴が行われた。この訴訟は、現在もメディアで取り上げられている。



# 日本版「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」とは?

日本政府は、2022年9月13日に<u>日本版</u>
[責任あるサプライチェーン等における
人権尊重のためのガイドライン」を公表しました。このデューデリジェンス・ガイドラインは、UNGPsに基づき、投資家を含む

日本の企業が人権を尊重する責任を果たすことを支援することを目的としている。 以下の図表は、デューデリジェンス・ガイドラインの主要な要素を説明したもの。

今後、デューデリジェンス・ガイドライン

の対象となる投資家や投資先企業は、現 代奴隷リスクへの対応を含め、人権リスク マネジメントを強化するための措置を講じ ることが重要である。



### デューデリジェンス・ガイドラインの必要性

日本版「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の策定は、2020年10月に日本が「ビジネスと人権に関する国内行動計画」を開始したことを受けてのもの。

その後、東京証券取引所に上場している2,700社以上の企業を対象に<u>政府が行った調査</u>では、5社に1社が人権に関するガイドラインやセーフガードを導入していないことが判明した。回答した日本企業は、効果的なデューデリジェンスの実施方法に関する適切なガイダンスの欠如を、UNGPsの実施における主要な障壁として、調査への回答に挙げている。これらの結果は、日本政府が企業向けのガイダンスを作成するという決定に役立ったと報告されている。

これらの結果は、第三者調査による追加の調査結果とも一致した。2021年6月の<u>日経アジア</u>の世論調査によると、8割近くの企業が人権侵害をビジネス上のリスクとして捉えているにもかかわらず、事業における人権リスクのスクリーニングを積極的に行っている日本企業はわずか12%であった。

また、国際協力銀行の別の<u>調査</u>では、約50%の日本企業が人権方針を有しているか、今後導入することを検討しているが、その時点で人権リスクに対して積極的な対策をとっているのは11%に過ぎないと報告されている。

# デューデリジェンス・ガイドライン概要: 投資家等の企業が知っておくべき4つの主要な質問

# デューデリジェンス・ガイドラインでは、 どのような人権が対象となっているのか?

デューデリジェンス・ガイドラインは、国際的に認められたすべての人権を対象としている。

# デューデリジェンス・ガイドラインの 対象となる事業者はどのようなものか?

日本で事業を行うすべての企業(日本で登記されている企業だけではない)は、デューデリジェンス・ガイドラインに従うべきである。デューデリジェンス・ガイドラインは、あらゆる規模・業種の事業者に適用され、その中には投資家も含まれる可能性がある。

# デューデリジェンス・ガイドラインは、 投資家やその他の事業者に 何を期待するのか?

デューデリジェンス・ガイドラインは、事業者(投資家を含む)が、自らの活動や取引関係に関連する人権への悪影響の実際と可能性に対処するために、人権デューデリジェンスを実施することを期待しており、本ガイドラインでは、国内外を問わず企業のバリューチェーン全体における人権への悪影響が含まれるとしている。

UNGPsでは、「ビジネス上の関係」の定義が広く、投資家と投資先企業との関係も含まれると解釈されている。デューデリジェンス・ガイドラインがUNGPsのこの文言を使用していることから、日本の投資家は、自社の企業のサプライチェーン、および投資先企業の事業やバリューチェーンにおいて、人権リスクがどのように発生し得るかを検討すべきである。

# デューデリジェンス・ガイドラインは 法的拘束力を持つのか?

法的拘束力はないが、一企業市民としてデューデリジェンス・ガイドラインを遵守することが期待されている。日本政府は、企業がガイドラインに示された責任ある事業活動の期待に応えることを期待し、人権を尊重するための措置を示すことができる企業に対して、公共部門の調達機会への優先的なアクセスを提供する可能性を示している。市民社会、ビジネスパートナー、投資家、顧客を含む他のステークホルダーも、デューデリジェンス・ガイドラインを理解し適用することを企業に期待する可能性が高い。

重要なことは、デューデリジェンス・ガイドラインは、国際的に新しい法律が人権を尊重することを企業に求めていることを強調していることだ。これらの法律は日本企業には直接適用されないかもしれないが、このような法律の適用を受ける外国企業は、日本のサプライヤーや、場合によっては顧客に、人権リスク管理の強化を求める可能性が高くなっている。

I. デューディリジェンス・ガイドラインは、投資家に適用されることを明示してはいないが、規模、セクター、その他の要因に関係なく、「すべての事業者」を対象とすることを意図していることを明確にしている。より広い意味では、そもそも投資家もまた、デュー・ディリジェンス・ガイドラインのベースとなっているUNGPsに示された期待に応えることが期待されている。

II. デューディリジェンス・ガイドラインは、バリューチェーンではなく「サプライチェーン」という用語を使用し、サプライチェーンを上流(原材料の調達など)と下流(製品やサービスの販売、消費、廃棄など)の両方の活動を含むものとして定義している。

# 現代奴隷リスクの管理

### 現代奴隷を理解する

現代奴隷は、重要な人権問題である。その蔓延と規模から、多くの投資家やその他の企業にも関連する可能性があり、潜在的な現代奴隷のリスクを管理するための措置を講じる必要がある。 このため、以下のセクションでは、UNGPs および日本のデューデリジェンス・ガイドラインに沿った現代奴隷のリスク管理に関する詳細なガイダンスを提供する。また、このアプローチは、企業が他の人権リスクを管理するための行動に反映させるためのモデルとして利用することができる。

#### 現代奴隷とは何か、 なぜそれが人権問題となるのか?

労働に関連する国際的に認められた人権は多岐にわたる。しばしば労働者の権利と呼ばれ、危険、不公平、有害、または搾取的な労働条件から人々を保護することを目的としている。例えば、安全で健康的な労働環境、結社および団体交渉の自由、労働現場における差別からの解放などの権利が含まれる。

労働現場におけるあらゆる形態の人権

侵害は深刻であり、政府や企業は決して容認してはならない。しかし、労働現場における人権の悪影響の中には、強制、脅迫、欺瞞を用いて人々の自由を奪い、搾取するようなものがあるため、人々に特に深刻な被害を与えることがある。これには、隷属、強制労働、債務束縛、人身売買、最も酷い形態の児童労働などの搾取的慣行が含まれる。これらの搾取的慣行を総称して「現代奴隷」と呼ぶ。

#### 現代奴隷

現代奴隷には、さまざまな搾取的慣行が含まれる。これらの搾取的慣行は、法的な意味は異なるが、類似の行為を伴うものである。 以下の例は、企業の事業やバリューチェーンにおいて、現代奴隷制がどのように発生しうるかを示すもの。

#### 奴隷

ある人が他の人の所有物であるかのように扱われること。

東南アジアの労働者は、衣料品工場で働くために、国内から他国の主要都市に渡る。働き始めると、工場の敷地内から出ることができず、給料も支払われない。工場のオーナーは警備員を雇い、労働者が逃げられないようにする。数年後、工場のオーナーは労働者を別の工場に「売却」する。

#### 強制労働

強制力を用いて、本人の意思に反して働かせる場合。

ある清掃会社が、海外から新しい労働者を募集し、到着するとパスポートを没収する。労働者は著しく低賃金であり、退職しようとすると身体的虐待を受ける。

#### 債務による束縛

債務を利用して

強制的に働かせる場合。

ある建設会社が、自社の現場で労働者として出稼ぎ労働者を雇っている。労働者たちは、多額の採用費を過大な金利で返済するよう要求され、収入の大半を奪われている。文句を言うと、当局に援助を求めると移民詐欺で投獄されると偽られる。

#### 人身売買

他の形態の現代奴隷によって発取されるように、強制、詐欺、強要または欺瞞を用いて、人を募集、移動または受け入れる場合。

農業労働者が、仕事を見つけるために国境を不法に越えて別の国へ行くのを手助けするガイドを雇う。ガイドは、労働者を国境まで連れて行き、パスポートを没収し、仕事が見つかる場所を知っていると告げる。しかし、ガイドは労働者を農場に連れて行き、そこで労働者は搾取される。

#### 最も酷い児童労働

児童の健康、安全、道徳に害を及ぼす危険な労働をさせる場合を令む。

子どもたちは鉱物の採掘に使われ、その安全には重大なリスクが伴う。その鉱物は、テクノロジー企業が製造する電子部品に使用される。

III. 本ガイダンス・ノートは、職場で発生する現代奴隷の慣行に焦点を当てているが、現代奴隷は、個人宅を含む職場外でも発生する可能性がある。例えば Walk Free やオーストラリア政府など一部の関係者は、強制結婚を現代奴隷の定義に含めている。



# 現代奴隷はどの程度蔓延しているのか、 そしてどこで起きているのか?

現代奴隷は複雑な問題であり、世界中で数千万人の人々が影響を受けている。 重要なのは、発展途上国だけではなく先 進国も含んだ両方で、また幅広い分野で 発生する可能性があることだ。

現代奴隷の正確な蔓延率を推定することは困難である。しかし、Walk Free (現代奴隷に焦点を当てた市民社会組織)、国際労働機関(ILO)、国際移住機関(IOM)が作成した「現代奴隷の世界推定値(Global Estimates)」では、2021年に約5000万人が現代奴隷の状況にあると推定している。これは、2016年(Global Estimatesによって評価された最後の年)から18%以上増加したことになる。

現代奴隷の被害者の多くは特定されることがなく、起訴される犯罪者はごく一部に過ぎない。例えば、現代奴隷の状況にある人は5,000万人いると推定されているが、米国政府の年次人身売買報告書2022で分析された世界の法執行機関のデータでは、2021年には90,354人の被害者しか特定されず、起訴された犯罪者は11,000人未満に過ぎない。被害者の特定と犯罪者の訴追に課題がある結果、特定のセクターや国における現代奴隷の蔓延について正確なデータを作成することは非常に困難である。つまり、真の被害者数は、推定値よりも大幅に多い可能性がある。

現代の奴隷制度は、その国の豊かさ

や発展レベルにかかわらず、どの国にも存在する可能性がある。The Global Estimatesによると、強制労働の半分以上(52%)は、むしろ高中所得国または高所得国で観測されることが分かっている。地域別では、アジア・太平洋地域が最も多く(1500万人)、次いでヨーロッパ・中央アジア地域(410万人)と推定されている。しかし、人口比で見ると、アラブ諸国が最も強制労働の蔓延率が高いと推定される(人口1.000人当り5.3人)。

現代奴隷の原因は複雑であり、被害者の脆弱性を助長する様々な要因が存在する可能性がある。

国連開発計画によって開発された「人間の安全保障」の概念は、現代奴隷のような問題に対する人々の脆弱性が、不安定な7つの重要な要素(経済、政治、食糧、コミュニティ、個人、健康、環境)に跨って、相互に関連し合う複数の要因によって影響を受け得ることを強調している。

これらの要因は、個人やコミュニティが、現代奴隷を含む搾取や虐待に対してより 脆弱である状況を作り出す可能性がある。

現代奴隷は、投資家のポートフォリオを含め、その事業やバリューチェーンで発生する可能性があるため、すべての投資家やその他の企業に関連する問題である。The Global Estimatesによると、強制労働の86%は、企業の事業やバリューチェーンを含む民間経済の中で発生している。

- IV. 人口比で計算
- V. Global Esimatesは強制結婚と強制労働に基づく類型を用いて現代奴隷の数を測定しており、強制労働と職場で起こりうるその他の現代奴隷を区別していない。

# 日本へのスポットライト

国ごとに現代奴隷の被害者数を推計するWalk Freeの「2023 Global Slavery Index」では、2021年の日本における現代奴隷の被害者は約144,000人と推定されている。日本における現代奴隷の蔓延は他国と比較して比較的低いものの、日本国内のさまざまな分野で現代奴隷が発生していることが報告されている。例えば、Walk Freeは、日本の漁船で働く移民労働者が搾取される可能性があること、製造業、農業、家事労働など他の分野で雇用される移民も搾取されやすい可能性があることを報告している。また、Walk Freeは、留学生の搾取に関連する現代奴隷のリスクも指摘している。

米国政府は2022年のThe Trafficking in Persons Reportの中で、日本政府は人身取引(現代奴隷の一種)を排除するための行動に関する米国の最低基準を完全

に満たしていないものの、そのための重要な努力を行っていると考えていると述べている。2021年、日本政府は44件の人身売買事件を調査し、47人の被害者候補を特定し、37人の加害者を訴追したと人身売買報告書は記載している。また、「人身取引業者は、主にアジアからの男女の移住労働者を労働者人身売買同様に取り扱っている」こと、そして学生は「非熟練労働分野における人身取引のリスクにさらされている」ことを示唆した。

2023年1月、日米両政府は「サブライチェーンにおける人権と国際労働基準の推進に関するタスクフォース」を発足させた。他の優先事項の中でも、タスクフォースは「人権と内部で認められた労働者の権利に関するデューディリジェンスのベストプラクティスを促進する」ことを目指している。

日本に輸入され、企業が事業を支援するために使用される可能性のある特定の製品も、海外の現代奴隷によって作り出されている可能性がある。2023年には、Walk Freeは、531億米ドルのリスクのある製品が日本に輸入されていることを確認した。これには、電子機器、衣料品、魚、カカオ、木材などが含まれる。

現代奴隷リスクは、日本企業のバリューチェーンにおける下流にも存在する可能性があり、日本企業によって生産された製品(電子部品など)が、搾取された労働力を使用する顧客によってさらに加工される可能性もある。また、これらの製品を輸送するために顧客が利用する船便やその他の物流サービスにも、現代奴隷のリスクが存在する可能性がある。



#### 実際の事例

以下の匿名化された実例は、企業の事業やバリューチェーンにおいて報告された現代奴隷やその他の搾取に関する公開情報に基づいている。



#### 建設業

英国の犯罪グループが、約10年間にわたり、最大500人の外国人労働者を搾取していたと報告されている。この犯罪グループは、建設業の下請け業者を装い、ロンドンと英国内の主要な商業施設や住宅地で搾取された労働者を使用していた。30社以上の企業が、建設サービスを提供するために、知らず知らずのうちに犯行グループに報酬を支払っていたと報告されている。この犯罪グループの3人の主要な犯罪者は、広範な捜査の結果、現代奴隷の罪で有罪判決を受けた。



#### 鉱業

欧米の鉱業会社が、アフリカの鉱山建設において、下請け業者による強制労働の恩恵を受けていたとされる。同社を相手取った訴訟では、軍の徴用工が、建設プロジェクトに従事させられ拷問やその他の虐待を受けたと主張した。同社はその主張を否定し、訴訟は法廷外で解決された。



#### 漁業

2014年と2015年、インドネシア近郊の島々で、漁業で搾取された千人以上の人身売買被害者が確認された。IOM国際移民機関の報告によると、被害者の中には、ほとんど無給で1日22時間も働かされている人もいた。メディアの報道によると、人身売買被害者が獲った魚介類は、大手食料品店など、グローバルなサプライチェーンを通じて販売されていたとされる。2016年には、搾取に関与したとして、漁船の船長5人と乗組員3人が収監された。さらに多くの犯罪者が特定されず、起訴を免れたと報告されている。



#### 農業

2021年、米国当局は、メキシコと中米から米国に労働者を人身売買し、農業で搾取していた疑いで、20人以上の被告を人身売買などの罪で起訴したことを発表した。被害者は、ほとんど無給で働かされ、強制送還や暴力を受けると脅され、場合によっては性的暴行を受けたと報告されている。2022年12月現在、この問題は裁判所に提出されている。



#### ファッション

2022年、ミャンマーの労働者130人が、世界的な大手スーパーマーケットや商品小売業者に対し、同社が使用する衣料品工場で搾取されたと主張して、英国で訴訟を開始した。この訴訟に関するメディアの報道では、大幅な低賃金、過剰な労働時間、労働者の身分証明書の没収、労働者のための劣悪な宿泊施設など、労働者からの主張が紹介された。

# 投資家等の企業は、 どのように現代奴隷に巻き込まれる可能性があるのか?

投資家等の企業は、様々な方法で現代奴隷やその他の人権への負の影響に関与する可能性がある。UNGPsで規定され、日本のデューデリジェンス・ガイドラインで使用されている「関与の連続性(continuum of involvement)」は、投資家等の企業が、現代奴隷のような人権への負の影響に関与するリスクを理解するための枠組みを提供する。

# 例:投資家の事業やバリューチェーンにおいて現代奴隷がどのように発生しうるか

現代奴隷の広範な特質は、この問題が 投資家やその投資先企業を含む世界中の 多くの企業の事業やバリューチェーンに影 響を及ぼす可能性が高いことを意味して いる。

人権尊重の責任を果たすためには、すべての企業が、自社の事業やバリュー

チェーン(投資家の投資ポートフォリオを含む)において、現代奴隷がどのように発生しうるかを理解することが重要である。以下の図では、投資家の事業やバリューチェーンにおいて、現代奴隷のリスクがどのような形で発生しうるかを説明している。

#### 投資家の自社での サプライチェーン問題

投資家自身が自社で調達する商品やサービスのサプライチェーンには、現代奴隷リスクが含まれる可能性がある。これには、ITの調達、商品の購入、清掃やその他の低技能サービスの調達に関するリスクが含まれる。

投資家

#### 投資先企業自体の 事業活動

投資先企業が行う事業には、現代奴隷リスクが含まれる可能性がある。これには、農業、製造業、低技能のサービスなど、投資先企業による労働者の搾取に関するリスクが含まれる。

#### 投資先企業の サプライチェーン

投資先企業が使用する 商品やサービスのサプラ イチェーンには、現代奴隷 リスクが含まれる可能性 がある。これには、物流 サービス、個人用の防護 品、投資先製品に使用さ れる部品の調達に関する リスクが含まれる。

#### 投資先企業の 川下バリューチェーン

投資先が顧客に提供する 商品やサービスには、現代 奴隷リスクが含まれる可能 性がある。例えば、鉱山会 社が採掘した商品を、労働 者が搾取されている製錬所 に販売する場合がある。

#### UNGPsの「関与の連続性(continuum of involvement)」とは

UNGPsは、企業が人権への負の影響に関与する場合、「自社がインパクトの原因となる」「無意識のうちにインパクトへ貢献してしまう」「インパクトに直接的に関係する」という連続的な関与がありうると説明している。これらの概念は、現代奴隷を

例として、以下のような表で説明できる。

その事業がどのように現代奴隷に関与していたかが、例えば補償の提供や再発防止策の保証、被害の回復に向けた支援や協力など、その企業がどのように対応すべきかに影響してくると言える。投資家やその他

の企業は、日本のデューディリジェンス・ガイドラインを実施する作業を通じて、人権 デューディリジェンスを行い以下のような 一連の情報を査定すべきである。

#### APPLYING THE UNGPS' CONTINUUM OF INVOLVEMENT ©

#### 無意識のうちに インパクトの原因となる インパクトへ直接的に関連する インパクトへ貢献してしまう 投資家等の企業は、その行為または不 投資家等の企業は、自社自身の行動が 投資家等の企業は、製品、サービスま 直接的に現代奴隷の発生をもたらす場 作為が、現代奴隷を著しく促進し、可能に たは業務を通じて現代奴隷の慣行に関 合、現代奴隷およびその他の人権への負 し、または動機付ける場合、現代奴隷お 連している場合、現代奴隷制に直接関連 の影響を引き起こす可能性がある。 し得る(例えば、現代奴隷を使用している よびその他の人権への負の影響に貢献 してしまうことがある。 下請け業者が部品製造している場合)。 投資先企業: ある製造業の会社が、自社 投資先企業: ある繊維会社が、素材サブ 投資先企業: あるインフラ企業が卸売業 工場で移民労働者を故意に搾取している。 ライヤーに対し、労働者を搾取すること 者からソーラーパネルを注文する。この 投資家: グローバル投資家が、自社の業 でしか対応できないレベルまでコストを パネルは、サブサプライヤーが、サプラ 務処理に従事する海外の低技能労働者を 削減するよう要求し、その状況を緩和す イチェーンの深いところで現代奴隷によっ 故意に搾取している。 るために何もしない。 て製造された材料を使用して製造したも 投資家: 投資先企業の取締役会に席を置 のである。 く投資家が、投資先企業が製造施設にお 投資家: サプライヤーに現代奴隷のリス いて現代奴隷に関与していることを知る。 クに対処するための措置を講じているに この投資家は、搾取を報告したり、投資 もかかわらず、サプライヤーの1社が現代 先企業と協力してその慣行を変えたりす 奴隷に関与していることが判明した企業

#### 行動への期待

UNGPs は、企業(投資家を含む)が、現代奴隷のような人権への悪影響の原因となる、無意識に助長している、あるいは直接的に関連していると認識した場合に、どのように対応すべきかについて、具体的な期待事項を設定している。これらの期待は、日本版デューデリジェンス・ガイドラインにも反映されている。

- 負の影響の停止または防止
- 治癒策の提供、またはそのための 協力
- 助長の停止または防止

るための行動を取らない。

- 可能な限り、残存する影響を軽減するために影響力を使用する
- 治癒策の提供、またはそのための 協力
- 取引関係を継続するかどうかを決定
- ・ 影響を防止・軽減するために、影響 力を構築または利用する

へ、投資家は投資をしていた。

- 影響を軽減するための継続的な努力を示す
- 治癒策そのものに関与できる可能 性もある
- 取引関係を継続するかどうかを決定

## 投資家の行動に対する実践的な提言:デューデリジェンス・ガイドラインに示された期待に沿って 人権と現代奴隷リスクをいかに管理するか

日本のデューデリジェンス・ガイドラインは、企業(投資家を含む)が国際的に認知された全ての人権を尊重するための普遍的な期待を定めている。それは、UNGPsの目線に沿って、1.人権ポリシーの採用、2.人権デューデリジェンスの実施、および発見された場合の3.適切な治癒という3つの主要な対策を行うことである。

現代奴隷は、投資家などの企業がデューデリジェンス・ガイドラインに沿って管理するための措置を講じるべき人権問題の一例である。下の表は、現代奴隷を具体的な例として、デューデリジェンス・ガイドラインに示された一般的な期待を、投資家などの企業がどのように適用できるかを概説している。

重要なことは、投資家やほかの企業がほかの人権問題にどのように対処できるかのモデルを提供することである。現代奴隷やそのほかの人権リスクについて、投資先企業にエンゲージメントを行おうとする投資家のためのさらなるガイダンスについては、付録Aをご参照いただきたい。

投資ポートフォリオにおける 人権リスクの管理に役立つ ステップにはこのマーク **-----**

投資家自身の企業のサプライチェーン におけるリスク管理に役立つ ステップにはこのマーク **----**が記載されている。



#### 人権ポリシーの採用vi

#### デューデリジェンス・ガイドライン には何と記載されているのか?

- 企業は、人権尊重にコミット するポリシーを採択すべきで ある<sup>1</sup>。
- ・ 人権に対するポリシーは、事業の経営レベルで承認され、 適切な専門知識に基づき効果的に社内に指示が行われ、購買・調達ガイドラインなどの業務方針に組み込まれるべきである2。

### 投資家はこの具体的な期待を どのように現代奴隷の リスク管理に適用すべきか?

- ・ 現代奴隷のリスクを管理する ために投資家が取る行動は、 その他の人権リスク管理も含 む事業全体の幅広い作業と統 合されるべきである。
- ・ 人権ポリシーを策定し実施することで、投資家が現代奴隷リスクを管理するためのアプローチを、より広範な人権リスクに関連して行っているほかの手順と調和させた枠組みを通して保有することができる。
- このデューデリジェンス・ガイドラインでも、人権ポリシーが、現代奴隷を含む可能性のある事業の主要な人権リスクを広く反映すべきことを示唆している3。

#### 投資家はどのような実践的な行動 を取ることができるのか?

- ☑ 1. ポートフォリオと企業のサプライチェー
- ン:人権ポリシーを策定し公表することにより、人権を尊重することを対外的にコミットする。
- 2. ポートフォリオ: ESGおよび責任投資ポリシーを更新し、現代奴隷などの関連する人権リスクに確実に対応する(これには人権ポリシーへの参照も含む)。
- 3. 企業のサプライチェーン:企業のサプライヤー(清掃を含む施設管理プロバイダーやICTサプライヤーなど)に対して、契約条項やサプライヤー行動規範などを通じて、現代奴隷リスク管理を含む人権尊重に対する明確な期待を設定する。

#### 人権デューデリジェンスの実施

デューデリジェンス・ガイドラインに は何と記載されているのか?

投資家はこの具体的な期待をどのように現代奴隷のリスク管理に適用できるのかすべきか?

投資家はどのような実践的な行動を取ることができる のか?

#### 人権への影響の特定と評価

- ・ 企業は、自らの活動や取引関係 を通じて関与する可能性のある、実際の、あるいは潜在的な 人権への負の影響を特定し、評 価する必要がある<sup>4</sup>。
- このプロセスは継続的である べきであり、弱者やリスクのあるステークホルダーを考慮に 入れるべきである<sup>5</sup>。
- 企業は、最も深刻な負の影響 に対処するための行動を優先 させるべきである<sup>6</sup>。

- ・ 現代奴隷は、投資家とその投 資先企業が継続的に評価すべ き人権への影響の一例である。
- ・ 現代奴隷のリスク評価は、影響を受けるステークホルダーとの関わりによって、特に移民労働者のような弱者やリスクのあるステークホルダーに注意を払いながら、あるいは投資先企業やサプライヤーがこれらの当事者と関わることを奨励することによって、情報を得るべきである。
- 1. ポートフォリオ:現代奴隷リスクは、より広範 なESGリスク評価とデューデリジェンスプロ セス(スクリーニングツールなど)に統合され ていることを確認する。
- 2. ポートフォリオ:投資決定段階において、現 代奴隷リスクへの配慮を義務付ける(投資委 員会などにより)。
- 3. ポートフォリオと企業のサプライチェーン: 投資先企業や投資家の企業サプライチェーンにおける現代奴隷リスクの理解を助けるため、潜在的に影響を受けるステークホルダーやその代表者(労働者代表など)とエンゲージメントを行う。このエンゲージメントは、移民労働者など、脆弱またはリスクのあるステークホルダーに特に注意を払う必要がある。

#### 有害な影響を防止または軽減する

- 企業は、事業活動(自社の事業、 投資、バリューチェーンにおける影響を含む)を通じて、人権 への悪影響を引き起こしたり、 助長したりすることを避けるべきである。<sup>7</sup>
- ・ さらに、企業は、ビジネス上の 関係によって、自社の事業、製 品またはサービスに<u>直接的に</u> 関連する人権への悪影響を、レ バレッジ(彼らが人権への悪影 響を引き起こしまたは助長して いる可能性のある第三者の行 動に影響を与える能力)の活用 を含め、防止および軽減するた めの措置をとるべきである<sup>8</sup>。
- ・ 企業は、一般的に、人権への悪影響の原因または原因となる事業体との関わりを断つ(投資先企業からの売却を含む)ことは、最後の手段とすべきである。関わりを断つよりもむしろ、企業はまず、レバレッジを利用または構築することを含めて、人権への悪影響に対処することを求めるべきである。

- ・ 投資家は、自社の事業、製品、 サービス(投資ポートフォリオ や自社の企業サプライチェー ンを含む)を通じて、どのように 現代奴隷を引き起こし、貢献し、 または直接的に関連する可能 性があるかを検討し、これらの リスクを管理するための適切 な措置を講じるべきである。
- ・ また、投資家は、投資先企業や自 社のサプライヤーが、UNGPs の継続的な関与に即して現代奴 隷リスクへの関与を評価し、これ らのリスクを管理するために意 味のある行動をとることを奨励 すべきである。

- **4.** ポートフォリオと企業のサプライチェーン:
- 選ばれたシニアリーダーを現代奴隷への組織の対応を監督する責任者として指名し、対応の調整を支援するための部門横断的なワーキンググループを設立する。現代奴隷への対応を既存のガバナンス構造に組み込むか、必要に応じて追加のガバナンス構造を構築する。
- 5. ポートフォリオと企業のサプライチェーン:関連する投資チーム、責任投資やESG問題を担当するチーム、社内調達チームに対して、現代奴隷リスクに関するトレーニングを提供する。これには、適切な場合、継続的なトレーニングのための計画を策定することも含まれる。
- 6. ポートフォリオ:外部の投資マネージャーと 対話し、彼らが現代奴隷リスクについて認識 し、管理するための措置を講じていることを 確認する。
- 7. ポートフォリオ:特定の投資先企業との関わりを含め、スチュワードシップ活動に現代奴隷の問題を組み入れる。

#### 有害な影響を防止または軽減する(続き)

- **8.** ポートフォリオ:現代奴隷の問題やこの問題に関する株主総会決議への対応方法について、議決権の行使基準に関するガイダンスを更新する。
- 9. ポートフォリオと企業のサプライチェーン: 問題が確認された場合のエスカレーションの 枠組みを構築する(これは、治癒のセクション で提案された対応計画とリンクさせることが

できる)。

- 10. ポートフォリオ: 責任ある投資と現代奴隷に対応するため、ダイベストメント・ポリシーまたはガイダンスを更新する。これには、売却を決定する前に投資先企業と対話するための手順に関する情報や、売却に関連する現代奴隷や広範な人権リスクの特定と管理に関するガイダンスが含まれる必要がある。
- **11.** ポートフォリオ:ほかの投資家と協働で行動する機会を模索し、業界の協働イニシアチブなどを通じて、レバレッジを高める。
- 12. 企業のサプライチェーン: サプライヤーの採用課程において、サプライヤーが現代奴隷への方針を有しているかどうかを確認するなどの現代奴隷に対するチェック機能を確立する。

#### 効果を追跡する

- 企業は、人権リスクマネジメントが効果的であったかどうかを 追跡し、継続的な改善に焦点を 当てるべきである<sup>10</sup>。
- 現代奴隷のリスクを管理する ための行動をとる投資家は、これらの行動の有効性をどのよう に追跡・確認するかを検討すべきである。
- ・ また、投資家は、投資先企業や 自社のサプライヤーが、現代奴 隷リスク管理の有効性を追跡 するためのプロセスを導入する ことを奨励すべきである。
- ・ 外部のステークホルダーは、一般的に、効果的な対応を確保することは継続的な課題であることを認識していると思われる。この文脈では、外部のステークホルダーは、事業者がその対応が効果的であるとすぐに断言できることではなく、効果を追跡する強固なフレームワークを持ち、時間をかけて改善していることを期待すると思われる。

- 13.ポートフォリオと企業のサプライチェーン: 現
- 代奴隷のリスクを管理するために実施された主要な行動の効果を追跡するのに役立つ主要な指標を開発する(投資チームと内部調達チームの両方が対象)。可能であれば、表面上のアウトプット(訓練を受けた人数)だけでなく、実質的な結果(訓練後の意識の向上など)に焦点を当てた指標を含むべきである。
- **14. ポートフォリオと企業のサプライチェーン**: 可
- 能であれば、市民社会、業界の協働グループ、 影響を受ける可能性のある団体またはその 代表者を含む外部のステークホルダーから のフィードバックを求める。影響を受ける可 能性のあるステークホルダーやその代表者 との関わりには、労働者やその労働組合、事 業活動によって影響を受ける可能性のあるコ ミュニティ(投資先企業が運営する新工場や 鉱山跡地周辺の地域コミュニティなど)が含 まれる可能性がある。



#### 行動についてのコミュニケーション

- 企業は、社内外のステークホル ダーに対して、人権を尊重する 責任をどのように果たしている かを説明できるようにしなけれ ばならない<sup>11</sup>。
- ステークホルダーは、投資家が 現代奴隷へのリスクに対処す るための行動を公に伝えること を期待するかもしれない。
- ・ また、投資家は、投資先企業や 自社のサプライヤーが、現代奴 隷のリスクを管理するための自 らの行動を外部へ公表するこ とを奨励すべきである。
- 15.ポートフォリオと企業のサプライチェーン:投
- 資先企業や投資家自身の企業サプライチェーンに関連する現代奴隷リスクを管理するための行動を、責任投資、ESGレポート、現代奴隷声明、投資家のウェブサイトの一般的なESGセクションなどで公に説明する。教訓や継続的な課題についても含め、透明性を確保することが重要である。
- **16. ポートフォリオ**:投資先企業に関連する現代 奴隷リスクはどのように管理されているか、 顧客とコミュニケーションをとる。
- 17. ポートフォリオと企業のサプライチェーン: 市 民社会組織とのフォーラムなど、影響を受ける 可能性のあるステークホルダーやその代表者 とコミュニケーションをとる機会を探る。

#### 適切な治癒

#### デューデリジェンス・ガイドラインに は何と記載されているのか?

企業と投資家はこの具体的な期待をどのように彼らの現代奴隷のリスク管理に適用できるか?

- 企業は、自らが引き起こした、 あるいは加担した人権への悪 影響を改善するための手段を 提供し、あるいは協力する必要 がある<sup>12</sup>。
- 事業者は、事業、製品または サービスを通じて、自らが直接 関係している人権への悪影響 を是正する役割を担うことがで きる<sup>13</sup>。
- また、事業者は、自らの事業、 製品、サービスを通じて直接的 に関係している人権への影響 を防止・軽減するために、レバ レッジ(彼らが人権への影響の 原因・要因となりうる第三者の 行動に影響を与える能力)を活 用するべきである。事業者がレ バレッジを欠いている場合は、 ほかの事業者との協働などを 通じて、レバレッジを高めるよう 努めるべきである<sup>14</sup>。
- 企業は、UNGPsに準拠した効 果的な苦情解決メカニズムを 確立すべきである15。

- 投資家は、デューデリジェンス・ ガイドラインに示された期待に 沿って、現代奴隷に対応し、適 切な場合には、是正すること、 または是正に協力することがで きるようにするための措置を講 じる必要がある。
- また、投資家は、投資先企業や 自社のサプライヤーが、現代奴 隷に適切に対応し、是正するた めのプロセスを導入することを 奨励すべきである。

- 18. ポートフォリオ及び企業のサプライチェーン:
- 投資先企業やサプライヤーに関連する現代 Ø 奴隷の事案や申し立てに対応するための社 内対応計画を策定する(以下に推奨する報告 ツールによる報告も含む)。上記で提案した 機能横断的なワーキンググループは、発生し た事件や申し立てを対応計画に基づき管理 する責任を負うことができる。
- **19.** ポートフォリオと企業のサプライチェーン:
  - 投資先企業やサプライヤーが、その事業やバ リューチェーンに関連する現代奴隷の申し立 てをどのように管理すべきかについて期待値 を設定する。これには、投資先企業やサプラ イヤーが、自社の労働者やサプライヤーの労 働者などほかのステークホルダーによる現代 奴隷やその他の労働権の懸念申し立てをし 易くするために、デューデリジェンス・ガイド ライン(およびより広くUNGPs)の趣旨に則っ て設定されたような、信頼が置け、アクセスが し易い申し立て・通報メカニズムを開発・維 持することを奨励することが含まれ得る。
- 20.企業のサプライチェーン:投資家自身が運 営する報告ツールを開発し、自社が使うサプ ライヤーの従業員(及び自社の従業員)が現 代奴隷に関する懸念を報告できるようにする こと、およびツールが信頼が置けアクセスし 易い状態になるよう支援する機会を検討する こと。
- いくつかのケースでは、日本のデューディリジェンス・ガイドラインで使用され、 この表に反映されている用語は、UNGPsのものと若干異なることがある。 しかし、2つの文書は非常に近いものである。
- vii 例えば、主要なアクション、投資先企業とのエンゲージメントの程度、事業 やバリューチェーンで確認された現代奴隷の事例に関するハイレベルな 情報などが含まれる。
- viii デューディリジェンス・ガイドラインは、「事業会社が人権に有害な影響を 引き起こした、またはその一因となったことが明らかになった場合」、事業 会社が是正措置を提供または協力することに言及している。ガイドライン のベースとなっているUNGPsは、「事業者が人権への悪影響を引き起こ した、または助長したことが明らかになった」場合、事業者は人権への悪 影響の是正を提供または協力すべきであると述べている。
- 1.
- The Government of Japan (2022) Guidelines on Respecting Human Rights in Responsible Supply Chains.

  Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises (2011) UN Guiding Principles on
- 3.
- other business enterprises (2011) UN Guiding Principles on Business and Human Rights.
  The Asahi Shimbun (2022) Japan prodding firms to monitor human rights in supply chains.
  See for example Article 32 of the UN Convention on the Rights of the Child, adopted 20 November 1989.
  Walk Free, International Labour Organization and the International Conventions (2022) Global
- Walk Free, international Labour Organization and the International Organization for Migration (2022) Global Estimates of Modern Slavery: Forced Labour and Forced Marriage (p. 2).
  United States Department of State (2022) Trafficking in
- Persons Report (p. 62).

- Walk Free, International Labour Organization and the International Organization for Migration (2022) Global Estimates of Modern Slavery: Forced Labour and Forced Marriage (p. 18).
- Iniai Itage (p. 16). Ibid (p. 18). Ibid (p. 18). United Nations Development Programme (1994) Human Development Report 1994 New Dimensions of Human 10
- Development Report 1994 New Dimensions of Furnant Security.
  Security.
  Ibid (p. 3).
  Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and translational corporations and other business enterprises (2011) UN Guiding Principles on Business and Human Rights. The Government of Japan (2022) Guidelines on Respecting
- Human Rights in Responsible Supply Chains (p. 15)

- 18.

- Human Rights in lbid (p. 15). Ibid (p. 15). Ibid (p. 17-18). Ibid (p. 20). Ibid (p. 13). Ibid (p. 25). Ibid (p. 25). Ibid (p. 25). Ibid (p. 30). Ibid (p. 31). Ibid (p. 31). Ibid (p. 33). Ibid (p. 33). Ibid (p. 33). Ibid (p. 33).

- lbid (p. Ibid (p
- Ibid (p.

#### 仮想例:投資家は現代奴隷のリスクを管理するために、どのような行動を取ることができるか

グローバルな投資運用会社Aは、日本に事業拠点があり、日本企業に対し投資を行っている。企業Aは、日本のデューデリジェンス・ガイドラインの実装に取り組んでおり、企業のサプライチェーンや投資先で発生しうる重要な人権上の影響として、現代奴隷を特定して対応に取り組んでいる。

運用会社Aは、現代奴隷のリスク管理を監督するために、部門横断的なワーキンググループを設立した。ワーキンググループには、責任投資チーム、さまざまな資産クラスを担当する主要投資チーム、法務チーム、購買・調達チームの代表者などが含まれている。



ワーキンググループは、現代 奴隷の行動計画を策定し、 いくつかの重要なステップに 焦点を当てることを決定し た。その内容は以下の通り: 人権を尊重するという運用会社Aのコミットメントを公に打ち出すために、人権ポリシーを起草すること。

サプライヤー行動規範を作成し、よりリスクの高い清掃サービスおよび商品プロバイダーを含む、企業Aのサプライヤーに対して、現代奴隷に関する明確な期待事項を設定する。

外部のビジネスおよび人権の専門家に依頼し、調達および投資チームの主要なスタッフ に対して、現代奴隷に関するカスタマイズされたトレーニングを実施する。

投資ポートフォリオの現代奴隷リスク評価を実施し、現代奴隷リスクが高い可能性のある 資産クラスと投資先企業の種類を特定する。

既存のスチュワードシップ活動の一環として、選択した投資先企業とエンゲージし、自社 の現代奴隷対応強化のための働きかけを行う。

潜在的な投資決定を導くために使用される既存のESGデューデリジェンスツールに、現代奴隷のチェックを含める。

ワーキンググループはまた、現代奴隷に焦点を当てた多くのステークホルダーグループに参加し、ほかのステークホルダーと協力することをサポートし、現在の内部告発の仕組みが潜在的な現代奴隷の苦情を受け、管理するのに適しているかどうかを検討する計画を立てている。



# 付録A:

投資先企業とのエンゲージメントに関する 実践的な推奨事項 投資家は、現代奴隷のリスクを含む人権リスク管理について、投資先企業とエンゲージすることが重要である。投資先企業に現代奴隷について質問することは、投資家がポートフォリオを通じてどのように現代奴隷リスクにさらされる可能性があるかをよりよく理解するのに役立ち、また投資先企業の対応を強化するための行動を促すことができる。

このエンゲージメントは、買収前のデューデリジェンスの一環としてや、継続的なスチュワードシップ活動を通じて行われる。エンゲージメントの性質や程度は、資産の種類や投資家の影響力によって異なる場合がある。例えば、インフラ資産を実質的に所有し、当該資産の取締役や役員を派遣できるような投資家は、上場株式に多数のパッシブ投資を行う投資家とは異なるエンゲージメントも可能であろう。

以下の質問は現代奴隷制に焦点を当てたものであるが、ほかの人権問題にも対応できるものである。

#### 投資先企業に問うべき4つの主な質問

以下の4つの質問は、投資先企業の現代奴隷リスク管理手法が、その目的に合っているかどうかを理解するための出発点となる。



あなたの企業は、過去2年間にあなたの事業またはバリューチェーンにおいて、現代奴隷 の事例を特定しましたか?



「はい」の場合:是正や治癒のための措置や協力など、どのように対応しましたか?



「いいえ」 の場合: あなたの企業には、現代奴隷を実質的に特定するための適切な方針とプロセスがあると思いますか? どうしてそう思えるのですか?



あなたの企業の現在の現代奴隷リスク管理アプローチにおいて、最も先進的な部分と最も改善が必要な部分はどこだと思いますか、また、あなたの企業は今後1年以内に現代奴隷リスク管理をさらに強化することを、どのように計画していますか?

投資先企業の現代奴隷への対応や、現代奴隷リスク管理のために有意義な行動をとっているかどうかを十分に理解するためには、これらの最初の質問に対して、追加の質問を展開することが重要である。以下の補足質問の一部または全部は、必要に応じて投資先企業とのより詳細なエンゲージメントを行うために使用することができる。これらの補足質問は、UNGPsに規定された人権を尊重する企業への期待に沿ったものであり、現代奴隷リスク管理の主要な側面に焦点を当てたものである。

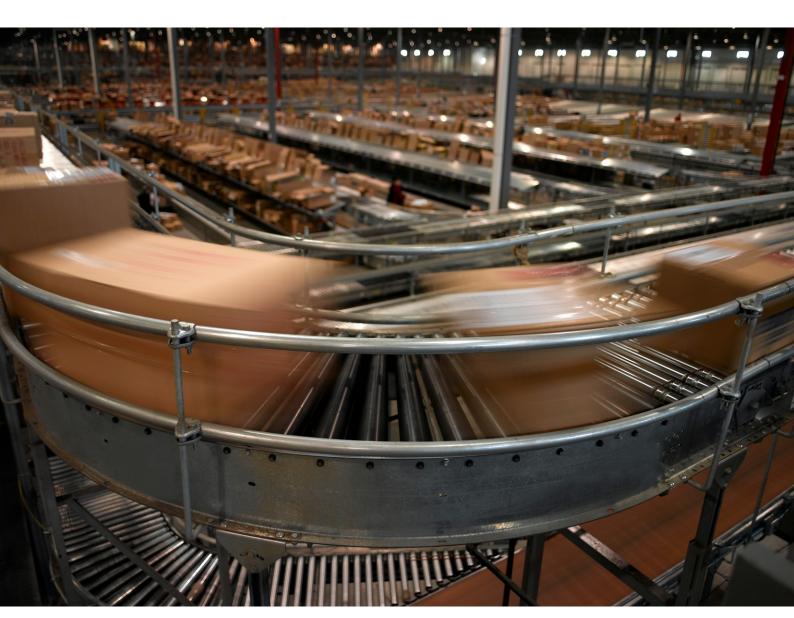
# 補足質問

投資先企業の現代奴隷リスクマネジメントの具体的な側面について、より詳細にエンゲージメントを行う場合は、以下の質問が利用できる。 以下の質問のテーマは、UNGPsに規定された人権尊重のためのビジネス行動に対する中核的な期待に沿ったものである。

テーマ	質問
ポリシーによるコミットメント	<ul> <li>貴社は、人権を尊重することを定めた「人権ポリシー」を策定しましたか?その理由/そうでない理由は何ですか?</li> <li>人権ポリシーは、社内および社外のステークホルダーにどのように伝達されますか。</li> <li>人権ポリシーは、現代奴隷やより広範な労働者の権利問題を具体的に取り上げていますか?その理由/そうでない理由は?</li> <li>現代奴隷のリスクを管理する責任は、シニアレベルのリーダーシップを含め、あなたの企業内でどのように割り当てられていますか?</li> <li>企業の現代奴隷リスク管理の実施状況について、取締役会およびシニアマネジメントに定期的に報告するプロセスがありますか?</li> <li>現代奴隷リスク管理に対する責任が、組織のあらゆるレベルで効果的に伝達され理解されていることを、あなたの事業ではどのように確認していますか?</li> </ul>
影響の特定と評価	<ul> <li>貴社の業務およびパリューチェーン(合弁事業などの取引関係を含む)に存在する可能性のある主要な現代奴隷リスクの領域はどこだと認識していますか?</li> <li>貴社のサプライチェーンで使用されている特定のセクターや地域で、現代奴隷のリスクが高いと評価しているものはありますか?</li> <li>貴社の顧客や、貴社の提供する製品やサービスを顧客がどのように利用するかに関連して、何らかの現代奴隷リスクがあると思いますか?</li> <li>サプライチェーン(直接の取引先やTier1サプライヤー以外の先も含む)に対して、どの程度可視化していますか?また、可視化の改善のためにどのように取り組んでいますか(サプライチェーンの主要分野のマッピングなど)</li> <li>これらのリスク領域を特定し、検証し、理解するために、貴社はどのようなステップを踏んできましたか</li> <li>リスク評価を行うために、どのような指標(Indicator)やリスク・ファクターなどをその評価に使用していますか?</li> <li>リスク評価の過程において、現代奴隷の影響を受ける可能性のある労働者やその他の権利者(または労働組合などその代表者)に対してどのようにエンゲージしていますか?していない場合、エンゲージする計画はありますか?</li> <li>貴社は、リスク評価に適切で十分な情報を取り込むために、市民団体や人権の専門家など、ほかの外部の専門知識を利用していますか?</li> <li>過去2年間で、現代奴隷リスクの評価に大きな変化がありましたか?これは、新規市場への参入や新しい合弁事業の設立などの要因による変化や、COVID-19などの外部要因の影響なども含まれます。</li> </ul>

テーマ	質問
発見された論点を統合する	<ul> <li>貴社では、現代奴隷のリスクに対処するための何らかの措置を講じていますか? その理由/そうでない理由は?</li> <li>貴社は、サプライヤー行動規範、倫理的な調達方針または同様の文書で現代奴隷に取り組んでいますか?</li> <li>これらの方針は、関連する場合、サプライヤーを含め、社内外にどのように伝達されていますか(研修など)?</li> <li>これらの方針に違反があった場合、どうなりますか?</li> <li>貴社では、一般的な契約条項や入札過程に現代奴隷の要件を含めていますか?</li> <li>貴社は、関連する全ての契約や入札において、これらの現代奴隷の要件が一貫して実施されていることをどのように確認していますか?</li> <li>貞社は、サプライヤーの新規採用や監査など、サプライヤーに限定したデューデリジェンスプロセスの一部として現代奴隷を含んでいますか?</li> <li>これらのデューデリジェンスプロセスは、サブライヤーにはる無許可の下請け契約に関するチェックを含みますか?</li> <li>サプライヤー監査のために、どのようにして監査業者が選ばれますか(また、これらのプロバイダーは人権に関する専門知識を有していますか)?</li> <li>貴社は、自社の労働者およびそのサプライチェーンの労働者による、派遣会社への人材紹介料の支払いを禁止していますか? 禁止していない場合、その理由は?</li> <li>貴社は、自社の労働者およびそのサプライチェーンの労働者による、派遣会社への人材紹介料の支払いを禁止していますか?</li> <li>貴社は、主要なスタッフ(調達チームなど)に対して、現代奴隷に関する何らかの研修を受けていますか?</li> <li>貴社は、シのように構築され、どのような内容が含まれていますか?</li> <li>貴社は、契約管理や業績評価など、継続的なサプライヤー管理プロセスに現代奴隷の考慮が組み込まれていることをどのように確認していますか?</li> <li>貴社は、現代奴隷に関して、同じ業種または異なる業種の企業と協力したり、複数のステークホルダーグループにエンゲージしたりしていますか?していない場合、そのような計画をお持ちですか?</li> </ul>
進捗管理	<ul> <li>関連するKPIを含め、現代奴隷のリスク管理措置の有効性をどのように監視していますか。</li> <li>どのようなパフォーマンス指標を使用し、どのように開発しましたか?</li> <li>貴社の現代奴隷リスクマネジメントについて、サプライヤー、労働者またはその代表、その他のビジネスパートナー、市民団体、政府、外部ベンチマーク団体、その他のステークホルダーから何らかのフィードバックを受けましたか?</li> <li>これまでの主な学びに基づいて、アプローチを更新または変更しましたか?</li> </ul>
行動についての コミュニケーション	<ul> <li>貴社は、サステナビリティに関するレポートや現代奴隷に関する声明などを通じて、現代奴隷リスク管理のために取っている行動をどのように対外的に伝えていますか?</li> <li>貴社は、現代奴隷リスク管理への取り組みについて、貴社のアプローチを説明し、フィードバックを求めるなど、外部のステークホルダー(投資家、顧客、サプライヤー、市民団体など)と関わりを持っていますか?</li> </ul>

テーマ	質問
治癒策について	<ul> <li>貴社や貴社のサプライチェーンに関連して、現代奴隷の信憑性のある報告や申し立てがあった場合、どのように対応しますか?</li> <li>貴社が現代奴隷の被害を引き起こし、助長し、または直接的に関連している可能性があるかどうかを特定することを含め、UNGPsに沿った治癒策が必要であるかどうかを判断するために、あなたはどんなステップを踏みますか?</li> <li>貴社には、貴社や貴社のサプライチェーンにおける労働者やその他のステークホルダーが、現代奴隷に関連するものを含め、人権に関する懸念を提起できるようにするための申し立て・通報メカニズムやその他のツールがありますか?</li> <li>申し立て・通報メカニズムがどの程度機能していると思いますか。また、その理由は?</li> <li>貴社は、申し立て・通報メカニズムが労働者やその他のステークホルダーに信頼され、アクセスできるようにするために、何らかの措置を講じていますか?</li> <li>貴社は、サプライヤーが独自の申し立て・通報制度を確立すること、またはあなた自身の申し立て・通報制度を使うことを推奨することについて、何らかの期待を設定していますか?</li> <li>貴社は、貴社およびサプライチェーンにおける労働者の経験およびニーズを理解するのに役立つ「労働者の声」活動を実施していますか(工場労働者の匿名調査または労働者が安全に懸念を表明するために使用できるアプリなど)。</li> </ul>



付録B:

参考になる情報ソース

以下の資料は、人権の枠組み、現代奴隷、投資家の役割に関する追加情報を提供している。これらの資料は、MUFGファースト・センティア サステナビリティ投資研究所が推奨・承認したものでは必ずしもなく、また網羅的なリストでもない点にご留意いただきたい。

人権の枠組みと基準に関する資料				
タイトル	著者	概要		
The UN Guiding Principles on Business and Human Rights (UNGPs)	Special Representative of the Secretary- General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises	ビジネスが人権に与える影響を管理するための権威ある世界基準。日本のデューデリジェンス・ガイドラインや多くの責任ある事業に関する法律はUNGPsを参考にしている。		
The Corporate Responsibility to Respect Human Rights: An Interpretive Guide	Office of the UN High Commissioner for Human Rights	UNGPsの適用に関するさらなるガイダンスを提供する。		
OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct	OECD	OECD多国籍企業行動指針のデューデリジェンス勧告と関連規定を平易な言葉で解説し、その実施について企業を実務的に支援する。		
	投資家向け資料			
Investor Toolkit: Human Rights with a Focus on Supply Chains	Responsible Investment Association Australasia	現代奴隷などの人権問題について、投資家が企業 と建設的な対話を持てるように支援することを目 的とする。		
Investor Toolkit on Human Rights A Japanese version is available here.	Investor Alliance for Human Rights	投資家が人権を尊重することを支援するための、 詳細で実践的な情報を提供する。 日本語バージョンも公開されている。		
From Poor Working Conditions to Forced Labour – What's Hidden in Your Portfolio	Principles for Responsible Investment	労働者の権利について食品・飲料企業と対話する ためのツールを提供(ただし、ほかのセクターにも ある程度適用可能)。		
Responsible Business Conduct for Institutional Investors: Key Considerations for Due Diligence under the OECD Guidelines for Multinational Enterprises	OECD	投資家がOECD多国籍企業ガイドラインのデュー デリジェンス勧告を実施することの支援が目的。		
UNEP FI Human Rights Guidance Tool for the Financial Sector	UNEP Finance Initiative	金融機関のための人権リスクに関する情報を、セクター別、トピック別に掲載。		
Finance Against Slavery and Trafficking Blueprint for Action	Finance Against Slavery and Trafficking	金融部門が現代奴隷に対する行動へのコミットメントを示すための枠組みを提供することを目的とする。		
	現代奴隷に関する資料			
タイトル	著者	概要		
Global Estimates of Modern Slavery: Forced Labour and Forced Marriage 2022	Walk Free, International Labour Organization and the International Organization for Migration	全世界の現代奴隷の被害者数の推計と関連統計を提供。		
The Global Slavery Index	Walk Free	現代奴隷に関する詳細情報(2016年データに基づく)を提供。定義、統計、傾向のほか、国別のレポートや分析も掲載。本インデックスには、G20諸国に輸入される商品に関連する現代奴隷リスクに関する情報も含まれている。このツールは2023年に更新される予定。		

Forced Labour Commodity Atlas	Verité	カカオ、綿花、パーム油など、主要な商品と現代の 奴隷制との潜在的な関連について概説する。
The Business & Human Rights Resource Centre	The Business & Human Rights Resource Centre	現代奴隷など、企業における申し立てへの対応を 含む人権問題に関する情報とリソースのデータベー スを提供。
Modern Slavery Benchmarking Tool	Stock Exchange of Thailand, Walk Free & Finance Against Slavery and Trafficking	企業が事業やサプライチェーンにおける現代奴隷のリスクを評価し、対処できるようにすることを目的とする。企業の現在のパフォーマンスを採点し、改善のための提言を行う。
The Corporate Human Rights  Benchmark	World Benchmarking Alliance	食品・農業、アパレル、資源、ICT、自動車製造などの主要セクターにおけるグローバル大企業の人権に関するパフォーマンスを毎年評価。5回目となる2022年のベンチマークは、食品・農産物、ICT、自動車製造セクターの127社を対象としている。
The KnowTheChain Benchmark	Humanity United, the Business & Human Rights Resource Centre, Sustainalytics, and Verité	情報通信技術、アパレル、食品・飲料セクターの180社以上の現代奴隷への取り組みを評価し、ランク付けする。毎年複数のベンチマークが作成されることもある。
Trafficking in Persons Report	The United States Government	米国政府が作成する年次報告書で、人身売買に 対処するための世界各国政府の取り組みを評価 する。
List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor	The United States Government	世界各国で児童労働や強制労働が行われていると米国政府が認定した商品の年次報告書。このリストは、政府機関、調査機関、その他の情報源からの情報に基づいて作成されている。
Responsible Sourcing Tool	Verité and the United States Department of State's Office to Monitor and Combat Trafficking in Persons	リスク可視化ツールなどを通じて、企業の事業や サプライチェーンにおける現代奴隷リスクの評価 と対処を支援することを目的とする。
Guidance on Due Diligence for EU Businesses to Address the Risk of Forced Labour in Their Operations and Supply Chains	European Union	企業が国際基準に沿って、事業やサプライチェーンにおける強制労働のリスクに対処するための適切な措置を講じるよう支援することを目指す。
Implementing Effective Modern Slavery Grievance Mechanisms: A Guidance Note for Business	UN Global Compact Network Australia	事業やサプライ・チェーンに関連する現代奴隷の 苦情を管理するための、事業者主導の効果的な 苦情処理メカニズムの設計と実施について、企業 への実践的ガイダンスを提供する。関連するケー ススタディガイドも作成されている。
Official Guidance for Reporting Entities under the Australian Modern Slavery Act	Australian Government	オーストラリアの現代奴隷法に準拠するための詳細なガイダンスを提供している。ガイダンスの主要な側面は、現代奴隷リスクの管理に取り組む全ての企業(オーストラリアの法律の対象企業だけでなく)に関連するもの。例えば、ガイダンスには、現代奴隷リスクの評価と対処に関する詳細な情報が含まれている。

### ご留意事項

MUFG ファースト・センティア サステナブル投資研究所は、三菱UFJ信託銀行およびその傘下にあるファースト・センティア・インベスターズグループが共同してサステナブル投資に関する調査・研究・レポート作成などの業務を対外的に行う際の呼称です。本資料は、三菱UFJ信託銀行サステナブルインベストメント部が発行しています。

本資料は、MUFGファースト・センティアサステナブル研究所の活動の一環としてファースト・センティア・インベスターズグループが発行した「Managing Human Rights Risks: a guide for investors on applying the Japanese Guidelines on Respecting Human Rights in Responsible Supply Chains with respect to modern slavery」(英語版)を、三菱UFJ信託銀行が日本語訳したものです。最大限、内容に忠実に日本語訳をしておりますが、万が一これら両言語の内容に相違があった場合には、英語版が正となることを予めご了承ください。

本資料は、お客さまに対する情報提供の みを目的としたものであり、三菱UFJ信託 銀行およびファースト・センティア・インベ スターズグループが特定の有価証券・取引 や運用商品を推奨または勧誘するもので はありません。

本資料に記載されているデータ、意見などは本資料作成時点で信頼できると思われる情報に基づき作成したものですが、三菱UFJ信託銀行およびファースト・センティア・

インベスターズグループは、その正確性、 完全性、情報や意見の妥当性を保証するも のではなく、また、当該データ、意見などを 使用した結果についてもなんら保証するも のではありません。また、本資料に関連し て生じた一切の損害について、三菱UFJ信 託銀行およびファースト・センティア・イン ベスターズグループは責任を負うものでは ありません。

本資料に記載されている情報および見解は著者のものであり、必ずしも三菱UFJ信託銀行およびファースト・センティア・インベスターズグループのものではありません。

本資料の著作権その他の知的財産権は 三菱 UFJ 信託銀行および First Sentier Investors (Australia) Services Pty Limited に属し、その目的を問わず無断で 引用または複製することを禁じます。

本資料に記載している見解などは本資料作成時における判断であり、経済環境の変化や相場変動、制度や税制などの変更によって予告なしに内容が変更されることがありますので、予めご了承ください。

© First Sentier Investors Group